

議事要旨(2)「退職給付専門委員会における検討状況について」

初めに、西川副委員長（専門委員長）から、現在専門委員会では、複数事業主制度について例外処理を適用する場合における開示の拡充と、一定の場合に引当処理を求めるかどうかについての議論をしており、前者は意見がまとまっているが後者はまだ意見が分かれている旨説明がされた。続いて、河本専門研究員から、以下のとおり説明が行われた。

(1) 開示の拡充

- ・ 注解 12 の改正案として、複数事業主制度を採用している場合において自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、重要性が乏しいときを除き、当該年金制度における直近の積立状況（年金資産の額、年金財政計算上の給付債務の額及びその差引額）及び制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明を注記することとしている。
- ・ 複数の複数事業主制度を採用している場合における開示は、単独でも重要性がある制度については制度ごとに注記し、それ以外の制度は制度群として重要性がある場合、当該制度群の数値を合算して記載することとしている。

(2) 注記に加えて行う引当処理の要否

- ・ 引当計上を要求しない案と引当計上を義務付ける案（毎期末見積り又は財政計算毎に見積り）について、資料「審議事項(2)-2 基本論点 2-＜追加検討＞積立不足がある場合の引当処理」のとおり、それぞれ検討を行っている。
- ・ 特別掛金の取扱いについて、前者は注解 12 の要拠出額に含まれるという考えであり、後者は含まれないとする考え方を採っている。
- ・ 企業会計原則注解 18 の引当金との関係については、前者は必ずしも債務性の有無で計上されるものではないため、該当しないと考えるが、後者は将来の特定の損失として損失発生の見込み時点で計上するものとする考え方を採っている。
- ・ 本日の資料では、前者の案を採用した場合の記載を示している。

これにつき、出席した委員から以下のような発言があった。

- ・ 開示の拡充については賛成する。
- ・ 金額を正確に見積れない状況や原則法における遅延認識との整合性を考慮すると、引当計上は難しいと考えられる。
- ・ 引当計上を要求しない考え方を採用する場合の根拠の記載において、負債の相手勘定の論点にまで言及する必要はないのではないか。

以 上